

令和4年2月2日

保護者の皆様

幼稚園型認定こども園共立幼稚園  
園長 室屋 賢三

## 新型コロナウイルス感染症発生の場合の対応等について（追加）

1月27日付けで標記のことについてはすでにお知らせしたところですが、出席停止等についての説明が不足していましたので下記の項目を追加してお知らせします。

出席停止等の取扱いについて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～『学校の新しい生活様式』の改訂に下記のとおり出席停止の取扱いが示されています。

つきましては、この取扱いにそって本園も対応いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### ○ 出席停止等の取扱い

##### ①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとります。

これに加えて新型コロナウイルスへの対応として児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときに同条に基づく出席停止の措置をとります。

感染がまん延しているしている地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときにも出席停止の措置をとります。

※ 児童生徒等は園児と読み替えてください。

上記文科省からの連絡により同居するご家族で発熱等の風邪の症状が見られたときには、お子様は出席停止となりますのでご協力をお願いいたします。また、ご家族の中で感染が判明した場合や濃厚接触としてPCR検査等受けることになった場合には、教職員のみでの共有といたしますので必ず園までお知らせください。

家庭と園が一体となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めて参りましょう。